

個人の住民税に係る寄附金税制が次のとおり変更となります。

平成21年度課税分からが対象となります。住民税は前年の所得状況をもとに課税するため、前年中(平成20年1月1日から12月31日)に支払った寄附金から控除の対象になります。

1. 寄附金控除の上限額の引き上げと適用下限額の引き下げ

	改正前	改正後
上限額	総所得金額等の25%	総所得金額等の30%
下限額	10万円以上の寄附金が対象	5,000円以上の寄附金が対象

2. 新たに控除対象になる寄附金

所得税の寄附金控除の対象のうち、条例により指定されたものが控除対象寄附金として追加されます。

【改正前の対象寄附金】

- ・地方公共団体に対する寄附金
- ・納税者が賦課期日現在所在する都道府県の日本赤十字社に対する寄附金
- ・納税者が賦課期日現在所在する都道府県の共同募金会に対する寄附金

【改正により対象になる寄附金】

- ・所得税の寄附金控除のうち、国に対する寄附金及び政党に対する政治活動に関する寄附金以外の中から、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として各地方公共団体の条例で規定するもの
(所得税の寄附金控除対象)
- ・学校法人、社会福祉法人、独立行政法人など

【問合せ】 税務課 ☎42-2114

まちづくり応援寄附で税金が控除されます! ～一宮町ふるさと応援基金条例を制定～

この条例は、一宮町のまちづくりを応援していただける皆さんの寄附金を財源に「躍動する緑と海と太陽のまち」を推進する基金を設置するために制定しました。

この寄附金とは、いわゆる「ふるさと納税」といわれているもので、平成20年4月30日の地方税法等の改正により、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充されることになる形で導入され、地方自治体に対する寄附金のうち、5,000円を超える部分について、個人住民税所得割の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されることになりました。

平成20年の所得税確定申告により所得控除がなされ、個人住民税は平成21年度分が税額控除されます。

これを受け一宮町では「一宮町ふるさと応援基金」を設置し、寄附金を積み立てて、「教育」、「環境」、「産業」、「福祉」の各分野の事業の中から町長が選定した事業の財源にします。

また、一宮町以外の市区町村にお住まいの方が10,000円以上の寄附をされた場合は、返礼としてメロン、トマト、梨、地元産米などを贈ります。

町民の皆様からも、町外にお住まいの親類、知人、友人の方々へこの制度を声掛けしていただき、ぜひ、「ふるさと一宮」のまちづくりを応援してくださるようお願いします！！

【問合せ】 総務課 ☎42-2112